

室戸海洋深層水に関する商標権の管理要綱

(通則)

第1条 室戸海洋深層水商品の信頼性（以下「ブランドイメージ」という。）を確立するため、高知県が商標登録を出願した室戸海洋深層水に関する商標記号（以下「ブランドマーク」という。）の管理については、この要綱に定めるところによる。

(使用許諾の範囲)

第2条 高知県が商標登録出願した次のブランドマークを、高知県で取水された室戸海洋深層水を利活用して次の指定商品を生産する事業者に対して使用することを許諾するものとする。

①出願番号 商願2000-018021（色指定）
（登録第4465790号）

類 別 第1類
指定商品

にがりその他の化学品、植物成長調整剤類、のり及び接着剤（事務用又は家庭用のものを除く。）、高級脂肪酸、非鉄金属、非金属鉱物、原料プラスチック、パルプ、工業用粉類、肥料、写真材料、試験紙、人工甘味料、陶磁器用釉薬

類 別 第3類
指定商品

せっけん類、香料類、フェイスマスク型のパック用化粧品その他の化粧品、かつら装着用接着剤、つけづめ、つけまつ毛、つけまつ毛用接着剤、歯磨き、家庭用帯電防止剤、家庭用脱脂剤、さび除去剤、染み抜きベンジン、洗濯用柔軟剤、洗濯用でん粉のり、洗濯用漂白剤、洗濯用ふのり、つや出し剤、研磨紙、研磨布、研磨用砂、人造軽石、つや出し紙、つや出し布、靴クリーム、靴墨、塗料用剥離剤

類 別 第5類
指定商品

入浴剤

類 別 第16類
指定商品

紙類、紙製包装用容器、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、ウエットティッシュ、衛生手ふき、型紙、紙製テーブルクロス、紙製テーブルナプキン、紙製タオル、紙製手ふき、紙製のぼり、紙製旗、紙製ハンカチ、紙製ブラインド、紙製幼児用おしめ、裁縫用チャコ、荷札、印刷物、書画、写真、写真立て、遊戯用カード、文房具類、事務用又は家庭用ののり及び接着剤、青写真複写機、あて名印刷機、印刷用インテル、印字用インクリボン、活字、こんにやく版複写機、自動印紙はり付け機、事務用電動式ホッチキス、事務用封かん機、消印機、製図用具、装飾

塗工用ブラシ、タイプライター、チェックライター、謄写版、凸版複写機、
文書細断機、封ろう、マーキング用孔開型板、郵便料金計器、輪転謄写機、
観賞魚用水槽及びその付属品

類 別 第29類
指定商品

食肉、食用魚介類（生きているものを除く。）、鳥のからあげその他の肉製
品、かまぼこ等の魚肉練製品・塩干し魚介類・イカ沖漬け・かつおたたき・
魚肉すりみ・塩辛魚介類その他の加工水産物（「かつお節・寒天・削り節・
食用魚粉・とろろ昆布・干しのり・干しひじき・干しわかめ・焼きのり」を
除く。）、かつお節、寒天、豆、漬物・梅漬け・たけのこ水煮・山菜水煮・
蒟の水煮・栗の水煮・生姜の酢漬けその他の加工野菜及び加工果実、冷凍果
実、冷凍野菜、卵、加工卵、ヨーグルトその他の乳製品、食用油脂、カレー・
シチュー又はスープのもと、なめ物、お茶漬けのり、ふりかけ、油揚げ、厚
揚げ、玉子豆腐、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、食用たんぱく、
金山寺みそ、コロケ、炊き込みご飯の素

類 別 第30類
指定商品

コーヒー及びココア、コーヒー豆、麦茶その他の茶、もろみみそその他のみ
そ・塩・調理用塩水・ウースターソース・料理用濃縮ソース・ドレッシング・
焼肉のたれ・たたきのたれ・蒲焼きのたれ・しょうゆ・出汁しょうゆ・食酢・
麵つゆ・ポン酢・ポン酢しょうゆその他の調味料、香辛料、食品香料（精油
のものを除く。）、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類、食
用グルテン、穀物の加工品、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、
たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、
ミートパイ、ラビオリ、米飯、おにぎり、わらびもち・あんころもち・よう
かん・水ようかん・ところてん・アイスキャンデー・アイスクリーム・シャ
ーベット・芋ケンピ等の芋菓子・コーン菓子・ポップコーン・クッキー・ク
ラッカー・プリン・フルーツゼリー・ゼリー菓子その他の菓子及びパン、即
席菓子のもと、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、アーモンドペ
ースト、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、氷、アイ
スクリーム用凝固剤、家庭用食肉軟化剤、酒かす、ホイップクリーム用安定
剤

類 別 第31類
指定商品

あわ、きび、ごま、そば、とうもろこし、ひえ、麦、粳米、もろこし、うる
しの実、コブラ、麦芽、ホップ、未加工のコルク、やしの葉、食用魚介類（生
きているものに限る。）、海藻類、獣類・魚類（食用のものを除く。）・鳥
類及び昆虫類（生きているものに限る。）、蚕種、種繭、種卵、飼料、釣り
用餌、いちごその他の果実、かいわれ大根・なす・ピーマン・トマトその他
の野菜、糖料作物、種子類、木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、
牧草、盆栽、生花の花輪、飼料用たんぱく

類 別 第32類
指定商品

ビール、鉱泉水その他の清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料、ビール製造用ホップエキス

類 別 第33類
指定商品

日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒

(使用の申し込み)

第3条 ブランドマークを使用しようとする者は、別紙第1号様式の「室戸海洋深層水ブランドマークの使用許諾申請書」を高知県知事に提出しなければならない。

(使用許諾)

第4条 使用許諾は、別紙第2号様式の「室戸海洋深層水に関する商標の使用権設定契約書」を締結して行うこととし、契約の日から商標権の登録期間の満了日までを使用許諾期間とする。

なお、商標登録出願を取り下げ、放棄し又は拒絶の査定若しくは審決が確定したときは、契約を解除するものとし、この場合において、本契約の終了日は、商標登録出願が特許庁に継続しなくなった日とする。

(使用料)

第5条 室戸海洋深層水のブランドイメージを確立するために、地域産業である室戸海洋深層水商品を生産する事業者がブランドマークを使用するものであり、使用許諾にかかる使用料は、地域産業の活性化を図る必要があるので無償とする。

(使用内容)

第6条 ブランドマークの使用許諾を受けた者は、ラベル、印刷物、パンフレット、リーフレット、広告用テキスト、その他、ブランドマークの使用に関する一切の情報資料を高知県知事に提出して、使用開始前に具体的な使用形態について別紙第3号様式による高知県知事の承諾を得るものとする。

なお、使用許諾申請に併せて資料を提出した場合は、契約の締結をもって承諾を得たものとみなす。

2 ブランドマークの使用許諾を受けた者は、別紙第4号様式により毎年末における「室戸海洋深層水ブランドマークの使用実績報告書」を、翌年3月31日までに高知県知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月13日から施行する。